

# 桜江町商工会通信

108 令和2年2月

桜江町商工会 TEL 92-1331 FAX 92-1338

Eメール sakuraesho@iwamicatv.jp

ホームページ <http://sakuraeshoko-shimane.or.jp/>



## 「ごうつ特産品グランプリ」3部門中2部門で 桜江町の新商品がグランプリ!

江津市の新しい特産品づくりを目指したイベント「ごうつ特産品グランプリ」が1月13日、舞の市に併設された神楽専用劇場「石見小屋」にて開催されました。

市内の食品製造業者16者が地元の食材で作った加工品24点を、来場者や審査員（桜江町商工会女性部長や県の食品アドバイザー等）が試食して、味わいや食感を確かめ「うま味」「甘味」「辛味」の3部門で1点ずつ選んで投票しました。

この結果、「うま味部門」では浅利観光のまる姫ポークの佃煮が選ばれましたが、「甘味部門」では有スプラウト島根の「大麦若葉ともち麦のアイス」が、「辛味部門」では、吉岡醤油(有)の「ごぼう肉味噌だれ」がそれぞれ選ばれました。

3つの部門の内、桜江町の食品業者が2つの部門のグランプリに選ばれるという快挙で幕を閉じました。また、このグランプリは「江津市内の食材を使って新たな特産品を考案する」ということが目的になっていますが、江津市内の食品製造業者のほとんどは、桜江町の食材を使っており、桜江には良いものが沢山あることも周知されたグランプリでもありました。

グランプリで選ばれた3つの商品は、サンピコの商品として統一されたパッケージを開発し、2月下旬くらいから販売が開始される予定です。



【試食会】



【表彰式】

### 有スプラウト島根の「大麦若葉ともち麦のアイス」とは!

ビタミンやミネラル類を含む大麦若葉をアイスに練り込み、抹茶のような風味に仕上がっています。また、食物繊維を多く含むもち麦をそのままアイスに入れることで、独特な食感が楽しめる体にうれしい一品となっています。

### 吉岡醤油(有)の「ごぼう肉味噌だれ」とは!

桜江町のごぼう、原木椎茸、長ねぎ、まる姫ポークを島根県産の味噌と大亀醤油でじっくり煮込んだ「おかず味噌」です。桜江町で有機栽培されている青唐辛子でピリッとアクセントをつけ、ごぼうを大きめにカットすることですばらしい食感が楽しめます。

白いご飯や豆腐等のにせて食べると、箸が止まらなくなる一品です。

商品については事業所にお問い合わせ下さい。

# 決算・確定申告の準備はお早めに！

< 所得税申告期間: 2月17日(月) ~ 3月16日(木) >

< 消費税申告期限: 3月31日(火)まで >



今年も決算・確定申告の時期が近づいてまいりました。正確な決算書・確定申告書を作成するために、余裕を持った準備をお願いします！

## ご確認ください！

### (1) 現金残高の確認

現金の实在残高と帳簿上の残高が一致しているか否かの再確認を行ってください！

### (2) 売掛金・買掛金残高の確認

取引先毎の残高は一致していますか？出来る限り取引先に残高確認を行きましょう！

### (3) 固定資産の確認

これまで計上していた固定資産は実在しているか確認しましょう！既に滅失しているものは速やかに理由を確認し、除却する必要があります。

### (4) 自家消費の計算について

売上に算入する自家消費や必要経費から除く家事分については、適正額を算入または控除し、その根拠となるものを残しておいてください。原則として通常の販売価額で売上計上しますが、通常販売価額×70%の金額と、仕入金額のどちらか大きい金額で売上計上できます。

### (5) 棚卸について

期末商品棚卸額については、評価方法を選定していない場合は最終仕入原価法となります。

## 申告に必要な書類等！

ア：決算書、年金通知書、源泉徴収票、売買契約書、保険満期通知など所得額を証明する書類

イ：国民健康保険料の支払金額の確認書類、国民年金等の控除証明書

ウ：生命保険、損害保険控除証明書、医療費控除関係書類・セルフメディケーション税制に関する書類・住宅控除書類、小規模企業共済証明等

今までに、皆様のマイナンバーを取り扱うことに同意する「特定個人情報の取扱いに関する同意書（兼利用者識別番号の利用同意書）」及び「業務委託契約書」を取り交わしておられない方は、今年度必要となります。

ご不明な点等、商工会にお問い合わせください。

# 事業承継を契機とした経営体制整備や 経営革新等の新たな取組を支援します！



## 島根県事業承継新事業活動等支援補助金

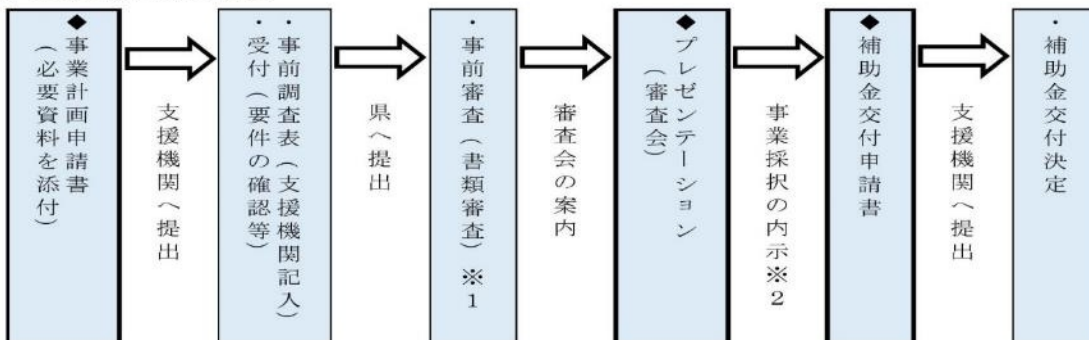
島根県事業承継新事業活動等支援事業は、地域経済の基盤を担う小規模事業者・中小企業者の事業承継や事業承継後の事業基盤の確立を促進するため、体制整備や新たな取組に必要な経費の一部を補助し、計画の実行を支援するものです。

### 1. 補助事業の内容

事業区分	概要・対象経費	対象者	補助率		上限（千円）	
			法認定等	法認定等	法認定等	法認定等
①事業承継実施事業	事業承継手続き経費、事業承継計画を実施するための戦略策定経費	①後継予定者が決まっており、10年以内に実施する事業承継計画（事業承継推進員の確認を受けていること。以下同じ）を有する事業者	1/2		1,000	
②人材育成事業	後継者育成、幹部人材研修・募集経費		1/2		1,000	
③後継者又は後継予定者が行う新商品・新役務開発、業務・施設等の改善による収益力向上事業	・新商品・新役務開発の経費 ・業務・施設等の改善経費	①後継予定者が決まっており、5年以内に代表者の交代をする事業承継計画を有する事業者	1/2	2/3	1,000	2,000
④後継者又は後継予定者が行う販路開拓事業による収益力向上事業	販路開拓の取組み経費	②事業承継実施後2年以内の事業者	1/2	2/3	1,000	2,000
※複数の区分の場合は、各区分の上限かつ合計が右記以内 ※各区分を異なる年度で申請できるが、重複はできない。補助上限は単年度単位。					3,000	4,000
※「法認定等」とは、経営力強化法に基づく経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定をいう。						
⑤第三者承継促進事業	マッチングのための着手金、企業価値診断料等の経費	後継候補者又は事業譲渡先を探そうとする事業者	1/2		2,000	
⑥災害対応事業（島根県西部を震源とする地震又は平成30年7月豪雨による被災）	被害のあった施設及び設備等の現状回復に要する経費  仮事務所・工場、店舗での営業に要する経費	①後継者が決定しており10年以内に事業承継を行う予定のもの ②後継者が決定していないが現経営者に事業承継の意志がある場合、10年以内に事業承継が見込めるもの ③事業承継実施後2年以内のもの ④地域に不可欠な事業であって、市町村が事業継続を必要で支援すると指定したもの		2/3	3,000	

■①、②、⑤及び⑥の事業区分は随時受け付け、③及び④の事業区分は県の公募により受け付けを行います。

### 2. 補助事業申請の流れ



※1 要件を満たしていない場合や計画の熟度が低い場合は、書類審査で不採択となります。

※2 審査結果に関する異議申し立ては、受け付けません。

上記は令和元年度の内容ですので変更になる可能性もあります。  
令和2年度はいつ公募になるかわかりませんが、申請までに3ヶ月程度必要ですので、事前にご相談ください。



# メールアドレス変更のお知らせ！

この度、桜江町商工会代表のメールアドレスが下記の通り変更となりましたので、ご連絡いたします。

新メールアドレス  
[sakuraesho@iwamicatv.jp](mailto:sakuraesho@iwamicatv.jp)



登録されている方は変更をお願いします。

---

## 雇用には色々な助成制度があります！

雇用関係の助成金の目的は、「労働者の職業を安定させるために、失業の予防、雇用機会の増大、雇用状態の是正、労働者の能力開発等を図ること」にあります。そのため、高齢者や障がい者の雇用、人材の育成などが一般的な助成金の対象となっています。

しかし近年では、創業や就業規則の変更を対象とした、社会情勢を反映した助成金が増えています。新しい助成金ができたり、廃止されたり、助成金の内容や条件等はたびたび変化しています。「せっかく助成金がもらえる制度があったのに、期限が過ぎたので貰えなかった」等のケースもありますので、雇用する見込み等があれば事前に商工会にご相談下さい。

最近は厚生労働省のホームページもわかりやすくなっていますので、時間があるときにでもご覧ください。

厚生労働省

事業主の方のための雇用関係助成金

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index.html)



←助成金の検索はこちら